

教学指第769号
教特第515号
教体第530号
令和3年9月10日

各県立学校長 様

教育振興部学習指導課長
教育振興部特別支援教育課長
教育振興部体育課長

緊急事態宣言の延長に伴う同宣言期間中の県立学校の
部活動の扱いについて（通知）

本県を対象とした緊急事態宣言の期間を令和3年9月30日まで延長することが決定されたことから、更に感染防止対策を徹底させるため、9月13日（月）以降の県立学校の部活動の扱いについては、別紙のとおりとし、「緊急事態宣言の延長を踏まえた県立学校の部活動の扱いについて（通知）」（令和3年8月18日付け教学指第667号・教特第453号・教体第466号）は、本通知をもって廃止します。

部活動においては集団感染となる事例が発生しており、引き続き、部活動は停止することとします。ただし、大会参加を予定している部活動に限り例外的に活動することを可としますが、学校教育活動を継続するために、分散登校や短縮日課の実施、学校行事の延期など、児童生徒等の感染リスクを可能な限り低減するための対策を実施していることを考慮して、部活動が感染拡大の契機とならないよう、特に下記の点を踏まえ、これまで以上に感染防止対策を徹底的に行うことが必要です。

なお、今後の感染状況により、部活動の扱いを変更する場合には、改めてお知らせします。

記

- 1 体調がすぐれない生徒、家族に体調不良の者がいる生徒は活動に参加させないなど、顧問も生徒も体調が万全な状態で活動を行う。
- 2 地域の感染状況に応じて、活動時間を短縮したり、感染リスクの高い活動を避けるなど、部活動の活動内容について慎重に判断する。
- 3 登下校や大会等の移動時には、友人と会食をするなどの寄り道をしない。
- 4 大会時など食事を摂る場合には、会話を控え（黙食）、同じ方向を向くなど、感染防止対策を確実に行う。
- 5 更衣などマスクを外しているときには、会話をしない。

【担当】

教育庁教育振興部

学習指導課 森田 043-223-4056

特別支援教育課 中田 043-223-4045

体育課 鈴木 043-223-4108

緊急事態宣言の延長に伴う同宣言期間中の県立学校の部活動の扱い

1 学校での活動（通常の練習）について

- (1) 緊急事態宣言中は原則として実施しない。
- (2) 公式大会に参加する部活動に限り、大会2週間前から大会までの間、部活動ガイドライン及び各学校の部活動の方針により、感染防止対策を徹底して実施可とする。
- (3) 平日の練習は、それぞれの学年の登校日において、週当たり3日以内とする。
（うち、全学年の生徒が参加する活動は週当たり1日とし、登校日でない学年の生徒の部活動のための登校を可とする。）地域の感染状況に応じ、活動日数や時間を減らすなど学校ごとに活動内容を工夫する。
- (4) 休日は、午前又は午後のどちらか3時間までとし、昼食は挟まない。
- (5) 活動を停止している期間は生徒に自宅でのトレーニング等による体力維持を促し、学校での練習時には、生徒の体力の状況を把握し、けがの防止に配慮した練習内容とする。
- (6) 登下校時は、友人と会食等の寄り道をせずに戻りすぐ帰宅する。

2 大会参加について

- (1) 県内大会への参加は認める。
- (2) 県外の大会については、高体連、高野連、小中体連、高文連、中央競技団体等が主催する全国大会、東日本大会、関東大会への参加は認める。
- (3) 上記大会以外の県外の大会への参加については、担当課と事前協議を行う。
- (4) 遠方で大会が行われるなど宿泊が必要な場合は、感染防止対策が十分に取られている宿泊施設を利用する。部屋割りは、部屋の定員の半数以下を目安に極力少人数にする。
- (5) 移動時は、友人と会食等の寄り道をしない。

3 練習試合等について

- (1) 練習試合、合同練習は行わない。
- (2) ただし、参加する県内大会の2週間前からは、県内のみ練習試合を認めるが、県外チームとの交流及び宿泊を伴う遠征は行わない。また、相手校の数や参加する生徒は、必要最小限とする。
- (3) 県代表として全国大会等への出場が決まった場合は、感染防止対策を徹底した上で、大会までの間の練習試合などの県外遠征及び宿泊を認める。宿泊は、感染防止対策が十分に取られている宿泊施設を利用し、部屋割りは、部屋の定員の半数以下を目安に極力少人数にする。
- (4) 演奏会や発表会では、観覧者は学校関係者など必要最小限とするとともに、観覧者の間隔を確保するなどの感染防止対策を徹底することとし、安全確保が難しい場合は、実施の延期も含め対応を検討する。

4 合宿練習について

- (1) 学校施設を利用しての校内合宿は行わない。
- (2) 大会時の宿泊同様に感染防止対策を徹底した上で、県内で、感染防止対策が十分に取られている校外の宿泊施設に宿泊する場合は可とする。部屋割りは、部屋の定員の半数以下を目安に極力少人数にする。

※下線部は変更箇所